

# 英国の携帯電話事業者による自主規制(補足資料)

- 携帯電話コンテンツの自主規制のための行動規範
  - 英国の携帯電話事業者6社(Orange, O2, T-Mobile, Virgin Mobile, Vodafone, 3)が策定(2004年1月19日)
  - 主な内容
    - 「公式サイト」について
      - 「公式サイト」…携帯電話事業者または、携帯電話事業者と契約を結んだコンテンツプロバイダが提供するコンテンツ
      - 「公式サイト」については、コンテンツプロバイダは18歳未満にふさわしくないといみなされる全てのコンテンツ(18禁コンテンツ)を自ら分類しなければならない。
      - 18禁コンテンツの分類の基準は、後述の独立機関が策定する。
      - 18禁と分類されない「公式サイト」は、デフォルトでは閲覧制限されない。
      - 各携帯電話事業者は、18禁コンテンツの表示に先立ちアクセスコントロールを実施しなければならない。すなわち、18歳以上という年齢認証を行った後に閲覧可能としなければならない。
      - 特にチャットルームについては、「穏健なチャットルーム」以外についてはアクセスコントロールを実施しなければならない。

# 英国の携帯電話事業者による自主規制(補足資料)

- 「勝手サイト」について
  - 「勝手サイト」…携帯電話事業者のコントロールが及ばないコンテンツ
  - 「勝手サイト」については、携帯電話事業者は親や保護者向けにフィルターを提供しなければならない。
  - フィルターは、上記18禁コンテンツと同等なコンテンツをブロックするようなレベルに設定する。
  - フィルタリング方式はキーワード方式、ブラックリスト方式など。
  - フィルターは端末レベルではなく、ネットワークレベルで適用される。
  - 2004年中には、携帯電話事業者によるフィルターの提供が予定されている。
- 独立機関について
  - 携帯電話事業者6社が指名する。
  - 18禁コンテンツの分類基準を策定する。
  - 分類基準は、雑誌、映画、ビデオ、ゲーム等の他のメディアに対する基準と整合的なものとする。
  - あるコンテンツが18禁か否かのアドバイスを行う。
  - 誤まった分類に対する苦情の受付、調査、決定を行う。
  - ICRAとICSTIS (Independent Committee for the Supervision of Telephone Information Services) が共同で手を挙げている。

(出典: “UK code of practice for the self-regulation of new forms of content on mobiles, 19th January 2004”)